

## 資料 2

### 送付文の種類及び印刷枚数について

#### ◎印刷する文書は 4 種類

A	市町担当課宛て送付文書	A 4判	片面 1 枚	35 枚
B	病院等各医療機関宛て送付文書（宛名が表面）	A 4判	両面 1 枚	6,744 枚
C	郡市医師会等団体宛て送付文書（宛名が表面）	A 4判	両面 1 枚	59 枚
D	静岡県内市町後期高齢者医療担当課一覧表	A 4判	片面 1 枚	6,803 枚

※送付文書に掲載の「新しい被保険証の見本」には、契約締結後に渡す見本を使用すること。

#### ◎発送先によって 3 種類の組み合わせとなる。

送付文 1	市町担当課宛て	A	片面 1 枚	35 件
送付文 2	病院等各医療機関宛て	B・D	両面 1 枚、片面 1 枚	6,744 件
送付文 3	郡市医師会等団体宛て	C・D	両面 1 枚、片面 1 枚	59 件

各市町後期高齢者医療担当課長 様

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長

「後期高齢者医療被保険者証」の更新案内ポスターの掲出について（お願い）

このことについて、現在使用されている藤色の「後期高齢者医療被保険者証」が令和6年7月31日で有効期限切れとなるため、令和6年8月1日をもって年次更新いたします。

つきましては、後期高齢者医療被保険者証更新案内ポスターを作成しましたので、貴市町窓口や関係施設等に掲出していただきますようお願い申し上げます。

なお、ポスターは下記の施設宛てに同時送付しておりますことを申し添えます。

記

<ポスター送付先>

○県内医療機関

医院・歯科・調剤薬局・老人保健施設・訪問看護ステーション

○事務局及び各地区支部

県医師会及び各郡市医師会

県歯科医師会及び各郡市歯科医師会

県薬剤師会及び各地域薬剤師会

○接骨院・整骨院等

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等

〒420-0851 静岡市葵区黒金町5-9番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局

(保険証に関すること) 資格保険料室

TEL 054-270-5528

(医療給付に関すること) 医療給付室

TEL 054-270-5530

(ポスターに関すること) 総務室

TEL 054-270-5520

医療関係機関 御中

静岡県後期高齢者医療広域連合  
連合長 中野弘道  
(公印省略)

「後期高齢者医療被保険者証」の更新案内ポスターの掲示について（お願い）

日頃、後期高齢者医療制度につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在使用されている藤色の「後期高齢者医療被保険者証」が令和6年7月31日で有効期限切れとなるため、令和6年8月1日をもって年次更新いたします。

つきましては、被保険者証の年次更新案内ポスターを作成しましたので、窓口等に掲示していただきますようお願い申し上げます。

なお、保険診療対象施設におかれましては、マイナンバーカードの保険証利用によるオンラインでの資格確認ができない方に対しまして、8月1日からは新しい緑色の被保険者証等で被保険者資格を御確認くださいますよう、御理解、御協力のほどよろしくようお願い申し上げます。

記

(1) 被保険者証の送付時期等

7月下旬に、住所地の各市役所・町役場から送付

(2) 被保険者証の色

「藤色」から「緑色」に変わります。

(黒字印字・偽造防止模様)

(3) 被保険者証のサイズ

縦128mm、横91mm (変更はありません。)

(4) 有効期限

令和7年7月31日

注) 一部の被保険者について有効期限が短い(R6.10.31又はR7.1.31)被保険者証『短期被保険者証』を交付する場合があります。『被保険者資格証明書』の有効期限は1年間で変わりありません。

(新しい被保険者証の見本)  
・上部の緑色部分を濃く  
しています。



**(5) 旧証「藤色」の扱い**

8月1日以降は無効となります。

**(6) 短期被保険者証について**

一部の被保険者について『短期被保険者証』を交付する場合がありますが、通常の被保険者証との違いは単に有効期限が短いだけで、その他の扱い（医療費の自己負担額については、『短期被保険者証』に記載してある一部負担金の割合でお願いします。また、『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、短期被保険者証と同時に提示があった場合には、適用をお願いします。）は変わりありません。

**(7) 被保険者証（短期被保険者証を含む。）の裏面について**

『臓器提供意思表示欄』を掲載しております。

**(8) 被保険者資格証明書について**

今回の年次更新時において被保険者資格証明書が交付される可能性があります。

その場合、被保険者の医療費は一旦全額自己負担扱いとなりますので、窓口におきましては全額徴収願います。

なお、10割扱いの特別療養費として処理していただくこととなります。

また、被保険者資格証明書を交付されている方につきましては、月の途中で短期被保険者証等に変更され、窓口負担割合が3割・1割になる場合がありますのでご注意ください。

なお、静岡県以外の広域連合の被保険者の場合の詳しい取扱いにつきましては、資格証明書に記載されている広域連合へ問合せをお願いします。

(被保険者資格証明書の見本)  
・上部に赤色の帯びを付けています。

後期高齢者医療被保険者資格証明書 交付年月日 平成 年 月 日交付 有効期限 平成 年 月 日まで	
記号・番号	資-
被 保 者	住 所 氏 名 生年月日
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	見 本 静岡県後期高齢者医療広域連合 公 印

**(9) その他**

新しい被保険者証が届いていない等により、令和6年8月1日以降に旧証（藤色）をお持ちになった場合は、本人確認及び市（区）役所・町役場又は広域連合への電話照会について同意を得た後、担当部署へ照会してください。

なお、診療報酬等の請求に当たっては、新しい被保険者証の原本による内容確認もお願いします。

〒420-0851 静岡市葵区黒金町5-9番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階  
 静岡県後期高齢者医療広域連合事務局  
 (保険証に関すること) 資格保険料室 TEL 054-270-5528  
 (医療給付に関すること) 医療給付室 TEL 054-270-5530  
 (ポスターに関すること) 総務室 TEL 054-270-5520

文書C

06 静後広事第 号  
令和6年6月 日

郡市医師会長様  
郡市歯科医師会長様  
静岡県薬剤師会地域薬剤師会長様

静岡県後期高齢者医療広域連合  
連合長 中野弘道  
(公印省略)

「後期高齢者医療被保険者証」の更新案内ポスターの掲示について（お願い）

日頃、後期高齢者医療制度につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在使用されている藤色の「後期高齢者医療被保険者証」が令和6年7月31日で有効期限切れとなるため、令和6年8月1日をもって年次更新いたします。

つきましては、被保険者証の更新案内ポスターを作成しましたので、窓口等に掲示していただきますようお願い申し上げます。

なお、保険診療対象施設におかれましては、マイナンバーカードの保険証利用によるオンラインでの資格確認ができない方に対しまして8月1日からは新しい緑色の被保険者証で被保険者資格を御確認くださいますよう、御理解、御協力のほどよろしくようお願い申し上げます。

記

(1) 被保険者証の送付時期等

7月下旬に、住所地の各市役所・町役場から送付

(2) 被保険者証の色

「藤色」から「緑色」に変わります。

(黒字印字・偽造防止模様)

(3) 被保険者証のサイズ

縦128mm、横91mm (変更はありません。)

(4) 有効期限

令和7年7月31日

注) 一部の被保険者について有効期限が短い(R6.10.31又はR7.1.31)被保険者証『短期被保険者証』を交付する場合があります。『被保険者資格証明書』の有効期限は1年間で変わりありません。

(新しい被保険者証の見本)  
・上部の緑色部分を濃く  
しています。



## (5) 旧証「藤色」の扱い

8月1日以降は無効となります。

## (6) 短期被保険者証について

一部の被保険者について『短期被保険者証』を交付する場合がありますが、通常の被保険者証との違いは単に有効期限が短いだけで、その他の扱い（医療費の自己負担額については、『短期被保険者証』に記載してある一部負担金の割合でお願いします。また、『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、短期被保険者証と同時に提示があった場合には、適用をお願いします。）は変わりありません。

## (7) 被保険者証（短期被保険者証を含む。）の裏面について

『臓器提供意思表示欄』を掲載しております。

## (8) 被保険者資格証明書について

今回の年次更新時において被保険者資格証明書が交付される可能性があります。

その場合、被保険者の医療費は一旦全額自己負担扱いとなりますので、窓口におきましては全額徴収願います。

なお、10割扱いの特別療養費として処理していただくこととなります。

また、被保険者資格証明書を交付されている方につきましては、月の途中で短期被保険者証等に変更され、窓口負担割合が3割・1割になる場合がありますのでご注意願います。

なお、静岡県以外の広域連合の被保険者の場合の詳しい取扱いにつきましては、資格証明書に記載されている広域連合へ問合せをお願いします。

## (9) その他

新しい被保険者証が届いていない等により、令和6年8月1日以降に旧証をお持ちになった場合は、本人確認及び市（区）役所・町役場又は広域連合への電話照会について同意を得た後、担当部署へ照会してください。

なお、診療報酬等の請求に当たっては、新しい被保険者証の原本による内容確認もお願いします。

(被保険者資格証明書の見本)  
・上部に赤色の帯びを付けています。

後期高齢者医療被保険者資格証明書	
交付年月日 平成 年 月 日交付	
有効期限 平成 年 月 日まで	
記号・番号	費一
住所	
氏名	見
生年月日	本
保険者番号並びに保険者の名称及び印	静岡県後期高齢者医療広域連合 公印

〒420-0851 静岡市葵区黒金町5-9番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局

(保険証に関すること) 資格保険料室

TEL 054-270-5528

(医療給付に関すること) 医療給付室

TEL 054-270-5530

(ポスターに関すること) 総務室

TEL 054-270-5520

文書D

No.	市役所・町役場	担 当 課	電話番号
1	静岡市役所	保険年金管理課（後期高齢者医療係）	054-221-1081
	葵区役所	保険年金課（保険係）	054-221-1070
	駿河区役所	保険年金課（保険係）	054-287-8612
	清水区役所	保険年金課（保険係）	054-354-2208
	清水区役所蒲原支所	税・保険年金係	054-385-7780
2	浜松市役所	国保年金課（後期高齢グループ）	053-457-2889
	中央福祉事業所 （中央区役所内）	保険年金課（国保年金・後期高齢グループ）	053-457-2053
	中央福祉事業所 （東行政センター内）	保険年金課（東保険年金グループ）	053-424-0183
	中央福祉事業所 （西行政センター内）	保険年金課（西保険年金グループ）	053-597-1166
	中央福祉事業所 （南行政センター内）	保険年金課（南保険年金グループ）	053-425-1582
	浜名福祉事業所 （浜名区役所内）	長寿保険課（保険年金グループ）	053-585-1125
	天竜福祉事業所 （天竜区役所内）	長寿保険課（保険年金グループ）	053-922-0021
3	沼津市役所	国民健康保険課（高齢者医療係）	055-934-4728
4	熱海市役所	市民生活課（保険年金室）	0557-86-6257
5	三島市役所	保険年金課（高齢者医療係）	055-983-2710
6	富士宮市役所	保険年金課（後期高齢者保険係）	0544-22-1482
7	伊東市役所	保険年金課（後期高齢者医療係）	0557-32-1624
8	島田市役所	国保年金課（後期高齢者医療・年金係）	0547-36-7191
9	富士市役所	国保年金課（高齢者医療担当）	0545-55-2754
10	磐田市役所	国保年金課（賦課グループ）	0538-37-4863
11	焼津市役所	国保年金課（後期高齢者担当）	054-626-2164
12	掛川市役所	国保年金課（後期高齢者医療係）	0537-21-1143

13	藤枝市役所	国保年金課（後期高齢者医療係）	054-643-3307
14	御殿場市役所	国保年金課（後期高齢者医療スタッフ）	0550-82-4188
15	袋井市役所	保険課（保険給付係）	0538-44-3191
16	下田市役所	市民保健課（国保年金係）	0558-22-3922
17	裾野市役所	国保年金課（年金後期係）	055-995-1813
18	湖西市役所	保険年金課（後期高齢者医療係）	053-576-4530
19	伊豆市役所	市民課（保険年金・相談スタッフ）	0558-72-9856
20	御前崎市役所	市民課（国保年金係）	0537-85-1171
21	菊川市役所	市民課（国保年金係）	0537-35-0915
22	伊豆の国市役所	国保年金課（高齢者医療係）	055-948-2905
23	牧之原市役所	国保年金課（後期高齢者医療係）	0548-23-0023
24	東伊豆町役場	健康づくり課（国民保険係）	0557-95-6304
25	河津町役場	健康増進課（保険年金係）	0558-34-1937
26	南伊豆町役場	健康増進課（国民健康保険係）	0558-62-6255
27	松崎町役場	健康福祉課（保険年金係）	0558-42-3966
28	西伊豆町役場	健康福祉課（医療保険係）	0558-52-1116
29	函南町役場	住民課（国保年金係）	055-979-8111
30	清水町役場	住民課（国民健康保険係）	055-981-8209
31	長泉町役場	福祉保険課（保険年金チーム）	055-989-5513
32	小山町役場	住民課（国保年金班）	0550-76-6100
33	吉田町役場	町民課（国保部門）	0548-33-2103
34	川根本町役場	税務住民課（戸籍住民室）	0547-56-2222
35	森町役場	住民生活課（国保年金係）	0538-86-6330